

日本顎口腔機能学会 表彰制度規程

平成 9 年 3 月 29 日制定

平成 20 年 4 月 27 日改正

平成 25 年 4 月 21 日改正

平成 26 年 4 月 19 日改正

(目 的)

第 1 条 この規定は、日本顎口腔機能学会会則第 2 条に基づき、顎口腔系の諸機能に関する基礎ならびに臨床の真理を探究し、その進歩発展を図るうえで優れた功績が認められた者の顕彰、および若手研究者の学術奨励を行うことを目的とする。

(種 類)

第 2 条 賞の種類は、次のとおりとする。

- (1) 日本顎口腔機能学会賞（以下「学会賞」という）
学会賞は、本学会の対象とする学問領域において顕著な貢献をした者に授与する。
- (2) 日本顎口腔機能学会奨励賞（以下「奨励賞」という）
奨励賞は、優れた研究者を助成、育成する目的から、若手研究者に授与する。
- (3) 日本顎口腔機能学会特別賞（以下「特別賞」という）
特別賞は、本学会において顕著な貢献をした者に授与する。
- (4) 日本顎口腔機能学会学術大会優秀賞（以下「大会優秀賞」という）
大会優秀賞は、本学会の対象とする領域における学問および技術の発展・充実に寄与する優れた研究を学術大会において発表した若手研究者に授与する。

(推薦・応募)

第 3 条 学会賞および奨励賞候補者については公募を旨とし、自薦、他薦を問わない。

(資 格)

第 4 条 各賞の受賞者の資格は以下のように定める。

- (1) 学会賞
 - ア 顎口腔機能に関する優れた業績の主たる著者であること。
 - イ 本邦の研究機関等に所属する研究者であること。
- (2) 奨励賞
 - ア 表彰時期の前年度に本学会雑誌に掲載された原著論文および講演論文の著者、あるいは共著者であること。
 - イ 学術論文の投稿受付時期において 39 歳以下であること。
- (3) 特別賞
 - ア 本邦の研究機関等に所属する研究者であること。
- (4) 大会優秀賞

- ア 本邦の研究機関等に所属する研究者であること。
- イ 学術大会における口演者であること。
- ウ 当該年度において未納会費がないこと。
- エ 当該年度の4月1日において39歳以下であること。

(選考)

第5条 学会賞、奨励賞および特別賞の選考は毎年1回行う。

(1) 学会賞と奨励賞

- ア 受賞候補者選考のため、会長は選考委員会を設ける。
- イ 選考委員は会長が理事経験者、理事または評議員の中から若干名を指名する。
- ウ 選考委員会は、各賞の候補者について審議し、受賞候補者を選定する。

(2) 特別賞

- ア 選考委員は常任理事とする。
- イ 常任理事会で受賞候補者を選定する

2 大会優秀賞の選考は毎年2回以上開催される学術大会において行う。

- ア 受賞候補者選考のため、会長は選考委員会を設ける。
- イ 選考委員長は会長が任命する。
- ウ 選考委員は選考委員長、当該学術大会の全口演者および会長が指名した若干名の理事とする。

(決定)

第6条 各賞の受賞者は、理事会の議を経て決定する。

(表彰)

第7条 各賞は、賞牌もしくは賞状および副賞を総会その他適当と思われる機会において授与する。

2 学会賞および奨励賞の受賞者は、原則として表彰年の学術大会において記念学術発表を行う。

(その他)

第8条 受賞者選考に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程を改正する場合は、理事会および評議員会の議を経て、総会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成9年3月29日から施行する。
- 2 この規程は、平成20年4月27日から施行する。
- 3 この規程は、平成25年4月21日から施行する。

4 この規程は、平成 26 年 4 月 19 日から施行する。